

がんばる中小企業発信事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独自の工夫等を実施して成長した県内の中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業団体を県が認定し、広く県民や企業に周知することで、認定企業の社会的認知度や従業員等のモチベーションの向上を図り、更なる成長を目指していただく。また、認定企業及び団体のモデル事例を他の企業に参考にしてもらうことで、新たに独自の工夫等を実施するなどの波及効果を生み出し、業績のアップや黒字化につないでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業・小規模企業」とは、次の各号に掲げる事業者をいう。ただし、中小企業・小規模企業以外からの出資が50%以上の者及び県内で継続して事業を行っている期間が申請を行う年度の4月1日現在で3年未満の者を除く。

- (1) 製造業及び建設業、運輸業、その他の業種のうち、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業者。
- (2) 卸売業のうち、資本金の額又は出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業者
- (3) サービス業のうち、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業者
- (4) 小売業のうち、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下、又は常時使用する従業員の数が50人以下の企業者

2 この要綱において「中小企業・小規模企業団体」とは、「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）」にいう事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合をいう。

(申請資格)

第3条 神奈川県内に拠点をもつ中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業団体（以下「中小企業・小規模企業等」という。）のうち、申請をする時点において、次の各号の要件を満たすもの。

- (1) 県税等の滞納がないこと。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団員等又は第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (3) 平成29年3月30日付け基発0330第11号「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」に基づき、厚生労働省及び神

奈川労働局のホームページに掲載された事案に係る者（不起訴になった者及び無罪になった者は除く。）でないこと。

(4) その他重大な法令違反がないこと。

(認定対象)

第4条 独自の工夫等を実施してから5年が経過するまでに、革新等に成功した中小企業・小規模企業等のビジネスモデル。

(応募方法)

第5条 応募方法は、自薦又は次の各号に掲げる者からの推薦によるものとする。

- (1) 商工会議所会頭
- (2) 商工会会長
- (3) 神奈川県中小企業団体中央会会長
- (4) 公益財団法人神奈川産業振興センター理事長
- (5) 公益財団法人横浜企業経営支援財団理事長
- (6) 公益財団法人川崎市産業振興財団理事長
- (7) 公益財団法人相模原市産業振興財団理事長
- (8) 公益財団法人横須賀市産業振興財団理事長
- (9) 公益財団法人湘南産業振興財団理事長
- (10) 地方独立行政法人神奈川県産業技術総合研究所理事長

(申請)

第6条 申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) がんばる中小企業発信事業に係る認定申請書（第1号様式）
- (2) 県税の未納がないことを証する書類
- (3) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (4) 独自の工夫等を実施した年(以下「基準年」という。)における直近の決算書
- (5) 申請時における直近の決算書
- (6) 事業概要がわかる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(神奈川がんばる企業認定基準)

第7条 次の各号の基準をすべて満たす中小企業・小規模企業等を「神奈川がんばる企業」として認定する。

- (1) 企業全体の付加価値額（営業利益及び人件費、減価償却額の合計額）について、基準年における直近の決算書と申請時における直近の決算書を比較して、次表に掲げる伸び率を達成していること。

基準年からの経過年数	伸び率
1年	3%以上
2年	6%以上
3年	9%以上
4年	12%以上
5年	15%以上

- (2) 経常利益（営業利益から営業外費用を除いた額）について、基準年における直近の決算書と申請時における直近の決算書を比較して次表に掲げる伸び率を達成していること。ただし、直近期末期の経常利益が黒字であること。

基準年からの経過年数	伸び率
1年	1%以上
2年	2%以上
3年	3%以上
4年	4%以上
5年	5%以上

（神奈川がんばる企業エース認定基準）

第8条 前条により、認定を受けた者の中から、ビジネスモデルの独創性や地域への貢献度等について、書類審査及び別に定める者で構成する審査会において選考し、選定された者を「神奈川がんばる企業エース」として認定する。

（募集の時期）

第9条 申請の受付は、原則として毎年度、一定の募集期間を設けて実施する。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

（認定）

第10条 知事は、第7条の審査の結果、認定基準に適合すると認めたときは、申請者に対して神奈川がんばる企業認定書（第3号様式）を交付し、認定基準に適合しないと認めたときは、申請者に対してその理由を付して通知する。
2 知事は、第8条の審査の結果、認定基準に適合すると認めたときは、申請者に対して神奈川がんばる企業エース認定書（第4号様式）を交付する。

(認定内容の変更)

第11条 前条の規定により認定を受けた者（以下「認定企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにがんばる中小企業発信事業に係る認定事項変更等報告書（第5号様式）により知事に報告しなければならない。

- (1) 認定企業の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 認定企業の所在地を変更したとき。

(認定の表示)

第12条 認定企業は、認定企業であることを証する別に定めるシンボルマークを使用することができる。

- 2 前項のシンボルマークを使用する場合は、事前にごんばる中小企業発信事業に係るシンボルマーク使用届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(認定の取消)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によるものであったとき。
 - (2) 認定企業が第3条に規定する認定資格に該当しないことと認められたとき。
 - (3) 認定対象が認定基準に適合しないと認められたとき。
 - (4) 認定企業から、認定の取消について申出があったとき。
 - (5) 認定企業の拠点が県内になくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当事業の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定企業に対して通知する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。